

第三者の提起する親子関係不存在確認の訴えについて確認の利益があるとされた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和 4 年 6 月 24 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（受）第 1463 号

【事 件 名】 親子関係不存在確認請求事件

【裁 判 結 果】 破棄自判、差戻し

【参 照 法 令】 特になし

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

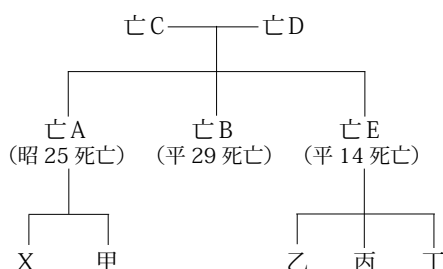
◆ LEX/DB 文献番号 25572213

明治学院大学教授 畑 宏樹

事実の概要

亡Aおよび亡Bは、亡Cと亡Dとの間の子であり、亡Eは、戸籍上亡Cと亡Dとの間の子とされている。

亡Aは昭和 25 年に、亡Eは平成 14 年に、亡Bは平成 29 年にそれぞれ死亡した。亡Bの戸籍上の法定相続人は、亡Aの子であるX（原告・控訴人・上告人）の外 1 名（甲）と亡Eの子ら 3 名（乙・丙・丁）である。



Xは、亡Eと亡Cおよび亡Dとの間の各親子関係（以下、「本件各親子関係」）の不存在の確認を求めて、Y（検察官）を被告として、訴えを提起した（以下、「本件訴え」）。

原々審（鹿児島家判令2・11・17判例秘書L07560044）は、以下のように判示して、Xは本件訴えにつき法律上の利益（確認の利益）を有しないと判断した。

「第三者が他人間の親子関係存否確認を求める

法律上の利益をもつのは、その確定により直接特定の権利を得または特定の義務を免れるという利益関係を持つ場合に限られる。そして、親子関係不存在確認の訴えは、実親子関係が存在しないことを対世的に確認することを目的とするものであるから（人事訴訟法 24 条 1 項）、親子関係不存在により、自己の財産上の権利関係に影響を受けるにすぎない者は、その権利義務に関する限りでの個別的、相対的解決に利害関係を有するものとして、同権利義務に関する限りで親子関係不存在を主張すれば足り、それを超えて他人間の身分関係の存否を対世的に確認することに利害関係を有するものではない」く、本件では、亡Eと亡Cおよび亡Dとの親子関係の不存在が確定しても、Xの身分関係に何らの影響を及ぼすものではない。

原々審判決に対して、Xから控訴がなされたが、原審（福岡高宮崎支判令3・6・2判例秘書L07620620）は、原々審とほぼ同様の判断を示し、上記の事実関係の下、Xは、本件各親子関係が存在であることにより自己の身分法上の地位に直接影響を受けることはないから、本件訴えについては法律上の利益（確認の利益）を有しないと見て、本件訴えを却下した。また、Xからなされた、亡Bの遺産相続手続において、亡Eと亡Cおよび亡Dとの間の親子関係不存在を理由に亡Eの子ら（乙・丙・丁）の相続権を否定するには、前提として、本件訴えによって身分関係を確定させることが必要である、とする補充主張に対しては、「相続による財産上の権利義務に関する限りで親子関係の不存在を主張すれば足り、身分関係の存否を対世

的に確認する法律上の必要性が認められない」としてこれを排斥している。

Xによる上告受理申立てがなされ、上告事件として受理されたのが本件である。

判決の要旨

原判決を破棄し、第一審判決を取り消したうえで、事件を第一審に差し戻し。

「前記事実関係等によれば、上告人〔評者注：X〕は、亡C及び亡Dの孫であり、亡Eの戸籍上の甥であって、亡Bの法定相続人であるところ、本件各親子関係が不存在であるとすれば、亡Bの相続において、亡Eの子らは法定相続人とならないことになり、本件各親子関係の存否により上告人の法定相続分に差異が生ずることになる。親子関係の不存在の確認の訴えを提起する者が当該訴えにつき法律上の利益を有するというためには、当該親子関係が不存在であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることを要すると解されるところ（最3小判昭63・3・1民集42巻3号157頁参照）、法定相続人たる地位は身分関係に関するものであって、上告人は、その法定相続分に上記の差異が生ずることにより、自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けるということが出来る。

以上によれば、上告人は、本件訴えにつき法律上の利益を有するというべきであり、「これと異なる見解の下に、本件訴えを却下すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」

判例の解説

一 問題の所在

親子関係不存在確認において原告となりうる者の範囲としては、一般論としては、当該親子関係の主体である親または子がこれに該当するのはいうまでもない。それでは、当該親子関係以外の者（第三者）については、いかなる範囲の第三者がこの訴えを提起することができるであろうか。この点については、第三者がかかる訴えを提起するについての訴えの利益（確認の利益）を有するか否かによって決せられるとされる¹⁾。

では、どのような場合に第三者にも確認の利益

が認められるのであろうか。この問題につき、本判例は、第三者の提起する養子縁組無効確認の訴えについての訴えの利益の有無に関して判示した、最判昭63・3・1（民集42巻3号157頁。以下、「昭和63年判決」）の判断基準（以下、「昭和63年基準」）が、第三者の提起する親子関係不存在確認の訴えにおいても同様に当てはまる旨を明らかにしたものであり、意義のあるものといえる。

二 身分関係の当事者以外の者が提起する当該身分関係存否確認の訴え

ある身分関係の存否の確認を求める訴えを提起することができる者としては、当該身分関係の当事者がこれに該当するのはいうまでもない。では、当該身分関係の当事者以外の第三者についてはどうであろうか。これは、いかなる第三者に原告適格が認められるのかという問題とともえらわれるが、確認の訴えの場合、確認の利益自体が、特定の訴訟物に関して、当事者間での紛争を確認判決によって解決する必要性とその解決の有効適切さを問うものであり、確認訴訟の当事者適格は、確認の利益の問題に吸収して理解されよう。したがって、確認の利益を有する者が、原告適格を有する者ということになろう²⁾。

1 第三者の提起する養子縁組無効確認の訴え

この問題解明の手がかりとしては、第三者の提起する養子縁組無効確認の訴えにおける訴えの利益に関する議論（本判例も引用する昭和63年判決における事案）が参考となりうる。

この問題について、裁判実務においては、古くから縁組当事者以外の第三者に原告適格を認めてきていたが、その範囲については裁判例の変遷があった。当初、大審院は、縁組当事者との親族関係と、縁組の無効によって権利を得または義務を免れる等の利害関係の双方を要求していた（大判昭3・6・29新聞2888号9頁、大判昭7・2・19新聞3379号9頁など）が、その後、いずれか一方のみで足りるとした（大判昭11・10・23民集15巻1865頁など）。さらに、戦後になって、縁組当事者との親族関係に加え、縁組無効判決によって原告がその身分的権利義務関係に影響を受けること、の2つを要求する裁判例が出現するようになる（大阪高判昭34・7・31下民集10巻7号1624頁など）。

このような状況下、昭和 63 年判決は、「当該養子縁組が無効であることにより自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けることのない者は右訴えにつき法律上の利益を有しない」との判示をした。

昭和 63 年判決によって示されたこの判断基準に対してはいくつかの批判も示されてはいるものの³⁾、判例法理としては確立したものといつてよく、後の裁判例（最判平 31・3・5 裁時 1719 号 3 頁参照）においても、昭和 63 年基準の当否自体が争われることはないといつてよい。

昭和 63 年基準では、従前の裁判例に見られたような、権利義務への影響という表現に代えて、身分関係に関する地位への直接の影響という表現が用いられているところ、その意味するところについては、調査官解説によると、可能的なものを含め身分に関する実定法規に定める地位（相続、扶養、婚姻制度）またはこれに関する権利の行使もしくは義務の履行に影響を受けることをもって足りる⁴⁾ ということのようであるが、分かりづらい説明であり、具体的な事案との関係においては、その解釈適用をめぐる判断が分かれるおそれがある。

なお、この判断基準は、原告と縁組当事者との親族関係という要件については、直接には判示していないが、親族以外の者が身分関係に関する地位への直接の影響という要件を充足することは考えにくいとされており⁵⁾、やはり親族関係という要件も当然のこととして要求されているといえよう。

2 第三者の提起する親子関係不存在確認の訴え

では、親子関係不存在確認の訴えについては、どうであろうか。

この問題については、判例は古くから、親族が他人間の親子関係不存在確認の訴えを提起するには、単に親族であるというだけでは足りず、他人間の親子関係の不存在の確認によって、その第三者が、特定の権利を得るか、または特定の義務を免れるような直接の利害関係を有することを要求しており（大判昭 13・5・23 新聞 4289 号 9 頁、大判昭 13・7・26 新聞 4323 号 10 頁など）、戦後の下級審裁判例（東京高判昭 55・3・24 高民集 33 卷 1 号 61 頁、東京高判昭 63・8・31 判タ 694 号 161 頁など）でも同様の立場が採られているといつてよいであ

ろう。

上述の第三者が提起する養子縁組無効確認の訴えをめぐるような判例の変遷状況は見られないものの、第三者の提起する親子関係不存在確認の訴えについても、同じような判断基準（親族関係に加え、直接の利害関係を要求する）が、大審院以来採用されてきたというのは興味深いところである。

その意味では、養子縁組無効確認の訴えにおける昭和 63 年基準が登場したことを受け、本判例が、親子関係不存在確認の訴えにおいても同じ判断基準を採用することを明らかにしたことは当然の流れともいえよう⁶⁾。

三 昭和 63 年基準の解釈適用

1 養子縁組無効確認の訴えの場合

本件において、昭和 63 年基準を採用するとした場合に、具体的な帰結はどのようになるであろうか。この判断基準の解釈適用ならびに具体的事案へのあてはめの手がかりとして、上述の最判平成 31 年の事案を素材として検討してみる。同事件においては、判断基準の当否自体は問題とはならず、事案へのあてはめの差異により原審と最高裁とで結論が異なっており、興味深い事例と思われるからである。

同事件は、養親 A の包括受遺者である X（X は亡 A とは親族関係にはないが、養子 Y とは二親等の姻族にある）が、A・Y 間の養子縁組無効確認の訴えを提起したというものである。原審（高松高判平 30・4・12 金判 1569 号 18 頁）は、昭和 63 年基準を採用したうえで、X は、養子縁組により A の嫡出子たる身分を取得した Y から遺留分減殺請求を受ける地位にあり、これを受けた場合には、自己の財産上（相続）の権利義務に影響を受けることは明らかであることから、A の包括受遺者という地位は、養親 A の相続に関する法的地位であり、「自己の身分関係に関する地位に直接影響を受ける者に当たる」として、訴えの利益を認めた。これに対し、最高裁は、A の財産全部の包括遺贈を受けた X は、Y から遺留分減殺請求を受けたとしても、「養子縁組が無効であることにより自己の財産上の権利義務に影響を受けるにすぎない」として、訴えの利益を否定した。

原審は、訴えの利益を基礎づける身分関係に関して広く財産上の地位を含めて解釈しているのに

対して、最高裁は、財産上の地位と身分上の地位を分け、遺留分減殺請求を受けるのは財産上の地位であり、身分上の地位に対する直接的影響ではないととらえている⁷⁾。

遺贈が遺言者の意思表示による財産移転であり、身分関係を前提とする相続とは本質的な差異があることや、人事訴訟の確定判決が対世効を有すること（人訴 24 条 1 項）に鑑みると、原告たる第三者の身分関係に関する地位と財産上の地位とは厳然と区別すべきで、財産上の地位に影響を受けるにすぎない者については、当該権利義務に関する訴訟（遺留分減殺請求訴訟〔現；遺留分侵害額請求訴訟〕）で個別的・相対的に当該身分関係の存否を主張すれば足り得ることから、最高裁の判断については、おおむねこれを支持するものが多いといえる⁸⁾。

2 本件について

本件では、亡Bの相続に関して、戸籍上の法定相続人は、X・甲と亡Eの子ら3名（乙・丙・丁）の計5名がこれに該当するが、他方で、本件各親子関係が不存在であるとすれば、亡Eの子ら3名は法定相続人とはならないこととなる。

本件最高裁は、昭和63年基準を援用したうえで、法定相続人たる地位は身分関係に関するものであって、その相続分に差異が生じるという事態は、自己の身分関係に関する地位に直接影響を受けるということになる、と判示して法律上の利益（確認の利益）を肯定した⁹⁾。

二1でも紹介したように、昭和63年基準は、従前の裁判例に見られたような、権利義務への影響という表現に代えて、身分関係に関する地位への直接の影響——すなわち、可能的なものを含め身分に関する実定法規に定める地位（相続、扶養、婚姻制度）またはこれに関する権利行使もしくは義務履行への影響をもって確認の利益を認めることからすると、本件最高裁の結論（あてはめ）はいわば当然の帰結とも考えられる（第三者の提起する親子関係不存在確認の訴えにおいて、当該第三者が法定相続人の地位にある親族であるような場合には、当然に「自己の身分関係に関する地位に直接影響を受ける」ということになる）。

とはいえ、相続分について生じる差異というものは、結局のところ、財産権の帰属の割合を問題とするものに過ぎないというのであれば、原々審

や原審における判断も一概に否定しきれないのであるだろうか（平成31年事件における最高裁の判断に照らすと、このように解する余地も十分あるようにも思われる）。

加えて、本件訴えにおいては検察官が被告とされているところ、本件各親子関係の存否に関する十分な訴訟追行を果たして期待することができるか、という問題もあろう（なお、本件においては、乙らによる本件訴えへの訴訟参加の事実は見て取れない）。むしろ、紛争の実態が、Xと乙らとの間の相続割合をめぐる紛争だとすれば、真にこの問題に利害関係を有する者を当事者とするような個別訴訟によるほうが適切なようにも思われる。

四 残された課題

本判例は、第三者の提起する親子関係不存在確認の訴えについても昭和63年基準を採用することを明確に判示したものであって、この点に意義を見いだすことができるといえるが、第三者の提起する親子関係不存在確認の訴えにおいて昭和63年基準を採用すること自体の当否については、本稿では十分に論じることができなかった（わずかに、二2において、判例変遷に照らし当然の流れであったろう、としか評することができなかった）。さらなる検討課題としたい。

●——注

- 1) 松本博之『人事訴訟法〔第4版〕』（弘文堂、2021年）466頁など参照。
- 2) 宇都宮遼平・早稲田大学法務研究論叢5号（2020年）227頁参照。
- 3) 本間靖規・民商100巻3号（1989年）140頁、西澤宗英・法研62巻6号（1989年）128頁など。
- 4) 『最高裁判所判例解説民事篇（昭和63年度）』（法曹会、1990年）97頁「富越和厚」参照。
- 5) 富越・前掲注4）96頁参照。
- 6) なお、原々審や原審においては明確に昭和63年基準が採用されていないが、言い回しは同基準に類似する点があるといえる。また、昭和63年基準がまったく顧慮されなかったかといえば、原審では、Yから昭和63年判決が引用されていたようである。
- 7) 酒井一・法教466号（2019年）125頁参照。
- 8) 今津綾子・リマークス61号（2020年）117頁、田頭章一・ジュリ1544号（2020年）119頁、濱田陽子・法セ788号（2020年）122頁など。
- 9) 堀清史・法教506号（2022年）148頁も、本判例の結論に賛成する。